道路及び水路境界立会事務の手引き

春日井市建設部土木管理課

１ 官民境界確定の目的

官民境界確定とは、道路・水路とこれに隣接する土地の所有者が互いの合意に基づき、所有権界を決める契約行為です。

２ 境界確定財産の範囲

春日井市が管理する道路及び水路

３ 官民境界立会の申請

１）申請者

申請者は、土地所有者又は、土地所有者から委任を受けた土地家屋調査士等とします。ただし、次に該当する場合は、定めるところによります。

ア　土地が共有地の場合

原則として共有者全員とします。ただし、法令に基づき申請する場合は、この限りではありません。

イ　申請地の所有者が死亡している場合

（ア）相続人が決定している場合は相続人本人

遺産分割協議書の写しと相続関係説明図を添付。

（イ）相続人が決定していない場合は原則相続人全員とします。

相続関係説明図を添付。

ウ　申請地の所有者が、民法第20条他に定める制限行為能力者（未成年者、成年被後見人等）の場合は法定代理人（未成年後見人、成年後見人等）による申請とします。

エ　法人が申請する場合

（ア）法人の代表者

（イ）法人が解散または破産等している場合は、清算人または破産管財人等

（ウ）定款等において代表者以外に処理権限を与えている場合は、当該定款等に定める者

（エ）特殊法人にあっては、法律、定款、寄付行為に定める者

オ　土地が信託財産の場合

申請地の土地が信託財産の場合は、委託者及び受託者の両者共同での申請とします。

カ　土地が差し押さえられている場合

申請地の土地が差し押さえられている場合は、債権者の同意書を添付。

２）境界立会申請書

申請書の作成方法は「道路・水路境界立会に関するお願い」と申請書記入例を参照する。なお、添付書類は最新のものとします。（有効は申請日から3カ月以内）

３）仮測量図

申請者は仮測量図を立会日の7日前までに提出する。

ア　現地の形状が明確に把握できるように道路・水路等の構造物、境界標識、建物等を明記する。

イ　官民境界確認線を赤色で明記する。

ウ　道路内に水路用地がある場合、水路公図幅を記載する。

エ　その他、次の事項を明示する。

（ア）縮尺、方位

（イ）道路・水路等の幅員

（ウ）申請場所の実測面積及び登記面積

（エ）横断図の横断線

（オ）境界標識の凡例

４ 現地立会の実施

１）現地立会の準備

申請者は現地立会までに仮測量の結果を現地で確認できるようにするものとします。

２）立会日の調整

申請書受付時に立会日時を協議の上、決定します。

原則水曜日以外の午前10時、午後2時とします。

３）現地立会の実施

立会は申請者（土地所有者又は土地家屋調査士等）と行います。

立会後に市担当者は報告書を作成し、決裁後、立会内容で問題無いかを申請者に連絡します。

４）現地立会の省略

書類審査と図面による調査及び現地確認の結果、境界を確認することに支障がないと判断する場合は、現地立会を省略することができます。

５ 境界の同意

１）隣接地

道路・水路に接する隣接地は同意を必須とします。ただし、次に全て該当するものは申述書を作成し、市と協議の上で省略することができます。

ア　隣接地が境界確定済みであって、前回確定時と同一座標系、同一座標値で確定する場合。

イ　前回確定時と土地所有者に変更がない場合。

２）対側地

原則公図幅又は現況幅4.0m以下の対側地は同意を必須とします。但し次のいずれかに該当するものは、市と協議の上、省略することができる。なお水路用地については、幅員に関わらず対側地の同意を必須とします。

ア　土地区画整理事業が施行済みで現況道路幅員4.0m以上の場合

イ　現況道路幅員4.0m以上かつ対側地に杭が残存している場合

ウ　対側地がセットバック後、春日井市に寄附済みの場合

エ　対側地が境界確定済みであって、確定時と同一座標系、同一座標値で復元可能な場合

オ　申請地が境界確定済みであって、確定時と同一座標系、同一座標値で復元可能な場合

６ 境界承認願の提出

１）境界承認願

現地立会結果を市担当者から連絡します。連絡後、必要な書類を添付し境界承認願（正）（副）を提出するものとします。

２）所有者の変更

立会申請受付後、土地所有者に変更が生じた場合、次の書類を追加で添付するものとします。

ア　土地売買等で変更が生じた場合。

変更後の全部事項証明書と変更後の土地所有者の委任状を添付。

イ　土地所有者が死亡した場合。

相続関係図等と相続人全ての委任状を添付。ただし、やむを得ない事情がある場合は市と協議するものとします。

３）区域線証明

申請地に接する土地が道路内民有地で市道認定がある場合は、区域線証明とします。

※区域線とは、市が道路として管理している管理界。

４）受付期限

境界承認願提出日が境界立会申請書受付日から1年を超える場合は、再度境界立会申請書を提出するものとします。

７ 官民境界立会の申請の取下げ

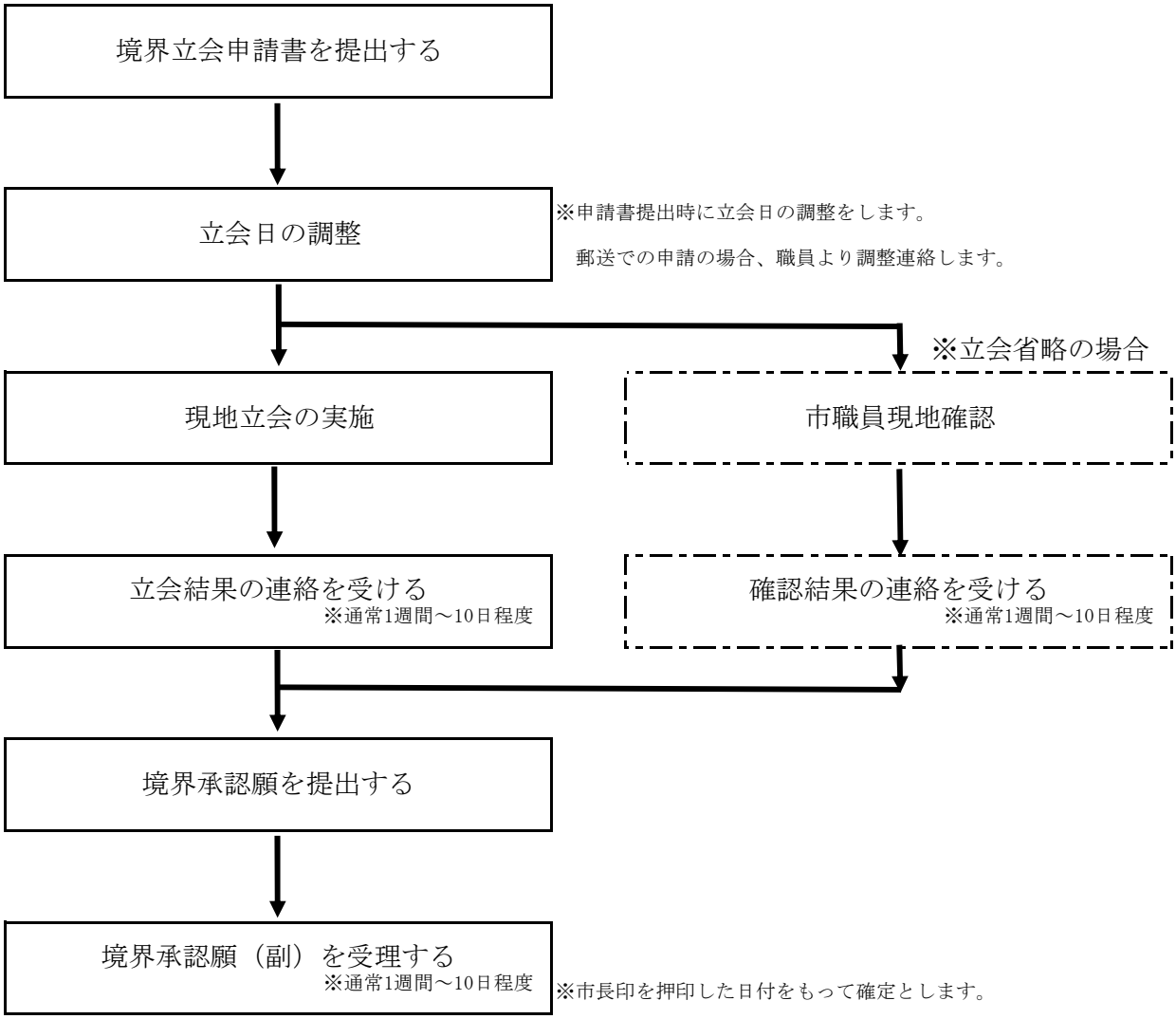
申請者は境界立会の申請を取下げする場合は、取下げ書を提出するものとします。様式は任意、内容は次の項目を記載するものとします。

１）申請地の所在地番

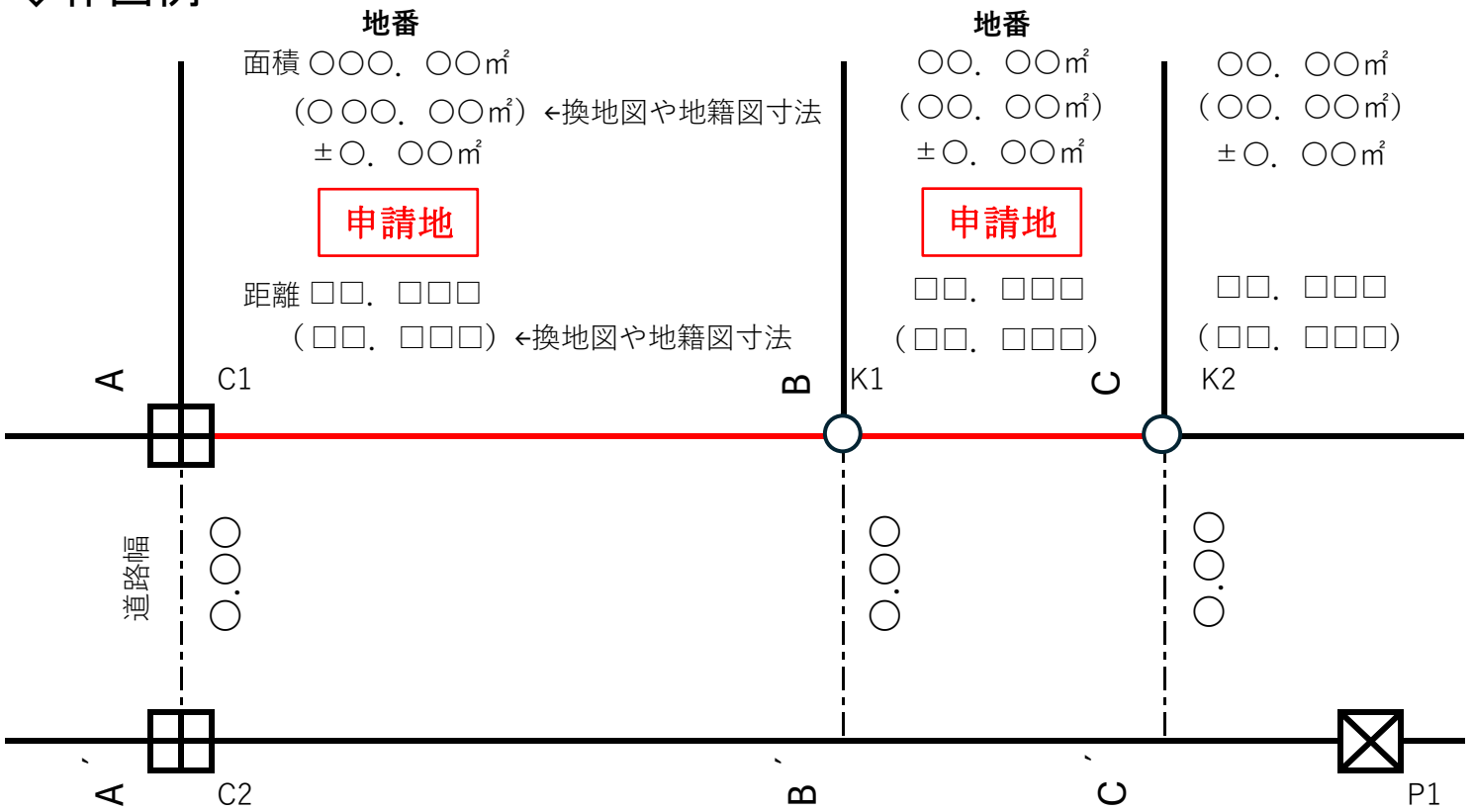
２）申請者の氏名

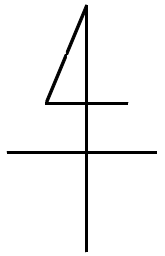
３）取下げ理由

◇事務の流れ


境界立会申請書を提出する
立会日の調整
※申請書提出時に立会日の調整をします。
郵送での申請の場合、職員より調整連絡します。
※立会省略の場合
現地立会の実施
市職員現地確認
立会結果の連絡を受ける
※通常1週間～10日程度
確認結果の連絡を受ける
※通常1週間～10日程度
境界承認願を提出する
境界承認願（副）を受理する
※通常1週間～10日程度
※市長印を押印した日付をもって確定とします。

◇作図例



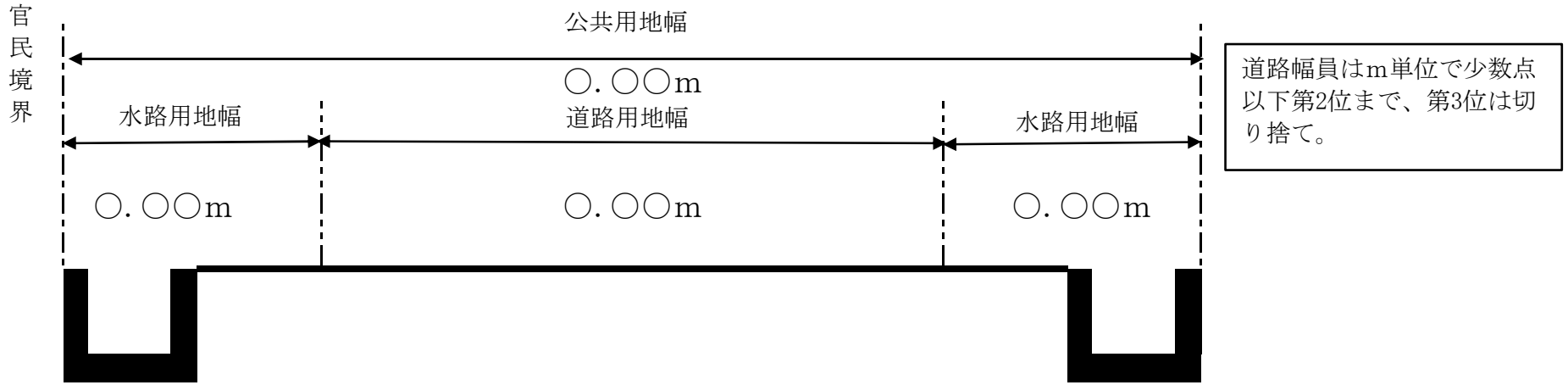


筆界点	境界杭の種類
⊞	コンクリート杭
⊠	プラスチック杭
○	計算点

注意点　申請地の境界部分が分かるよう、**赤色**で線を引く。
方角が分かるよう、**方位マーク**を入れる。
道路幅員はｍ単位で少数点以下第2位までとし、第3位は切り捨てる。（5.997ｍ→5.99ｍ）
対側に杭等がある場合は図面に記入する。
申請地が複数ある場合は筆境部分にも道路幅員と断面図を記入する。
道路が曲線の場合は境界線を確認するため、曲線半径に応じて１～３ｍ程度のピッチで断面を取るように依頼する場合がある。

◇作図例

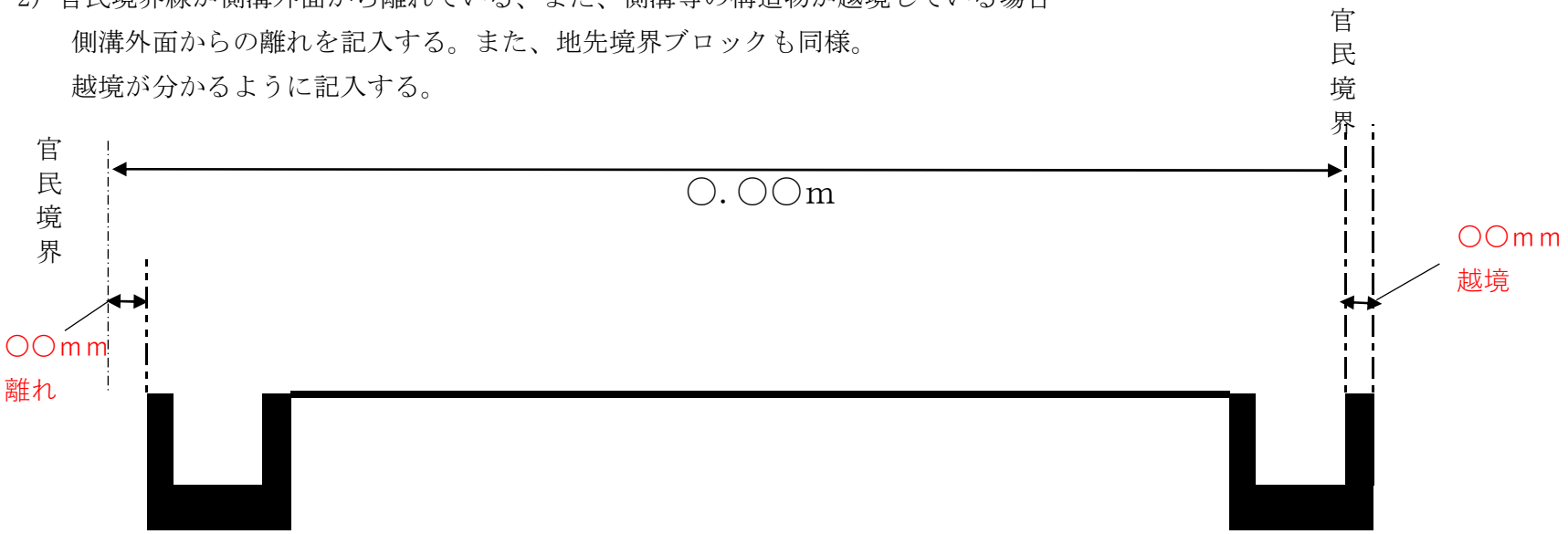
1）現況道路に水路用地が含まれる場合、水路公図幅を記載する。



2）官民境界線が側溝外面から離れている、また、側溝等の構造物が越境している場合

側溝外面からの離れを記入する。また、地先境界ブロックも同様。

越境が分かるように記入する。

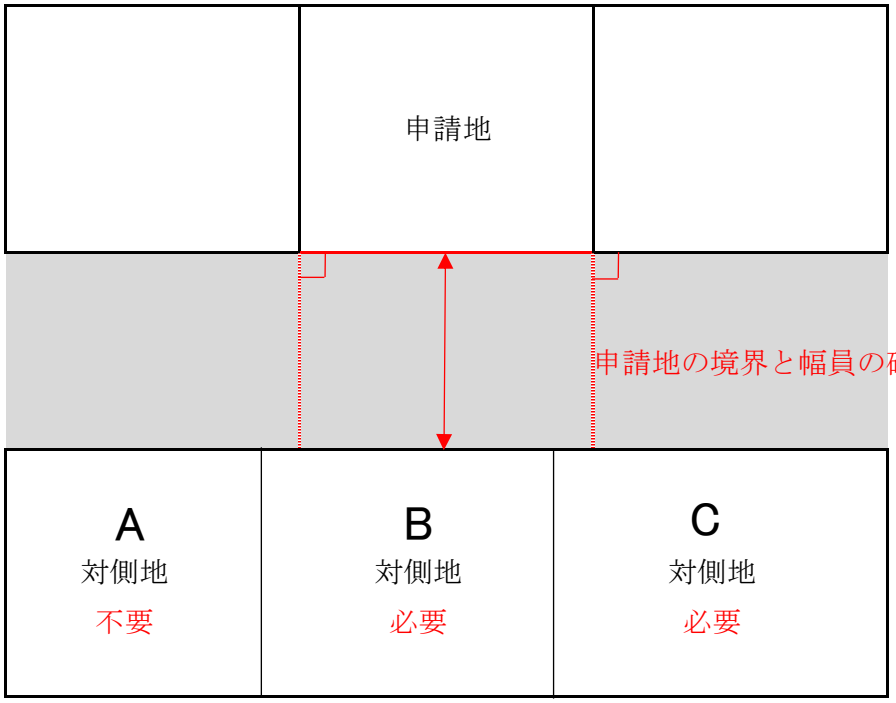


◇対側同意

道路・水路の対側地土地所有者に境界確認をお願いする理由

道路・水路境界は、幅員について確認します。道路・水路用地について公図・地積測量図・換地図・過去立会記録等より定められた道路・水路幅員を確保することを原則としています。幅員を確保することで公有財産である道路・水路の機能を維持する必要があるためです。

しかしながら申請地との境界を確認することにより、対側地の境界も必然的に決まってしまうため、将来紛争が起きないよう、原則として対側地土地所有者の境界確認も必要とします。



※対側地B、Cの同意を必要とします。